

固定資産税（償却資産）の申告書提出・課税に関するお問合せは

## 「横浜市償却資産センター」にお願いします！

区役所ではお取扱いしておりませんのでご注意ください。

## 【提出先・問合せ先】

## 横浜市償却資産センター

〒231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階

TEL：045-671-4384 FAX：045-663-9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/shoukyakushisan.html>

横浜市 償却資産のページ 検索

## 【よくあるご質問】

- Q 申告書にマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？
- A 個人の方はマイナンバー、法人の方は法人番号を申告書に記載してください。
- Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？
- A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て横浜市償却資産センターに提出してください。

横浜市への償却資産申告書の提出は電子申告をご利用ください

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

もしくは、検索サイトにて

エルタックス

検索

償却資産申告書の提出期限は平成30年1月31日（水）です！

Q1 横浜市の法人市民税に係る「横浜みどり税」について、教えてください。

A1 下記のとおりです。

## 「横浜みどり税」について

平成21年4月1日から平成31年3月31日\*までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

なお、平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。



- \* 中間（予定）申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。
- \* 申告税額が異なることが判明した場合は、更正（地方税法321条の11）の対象となりますので、ご注意ください。

Q2 横浜市の法人市民税納付書はダウンロードができるのでしょうか？

A2 ダウンロードができます。詳しくは下記横浜市のホームページを御確認ください。

法人市民税納付書や申告書等の様式（一部を除きます）・手引きのダウンロード

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.html>

横浜市 法人市民税

検索

## 法人市民税に関する申告先・お問合せ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル9階

電話：045-671-4481

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしておりません。